

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年3月25日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）双の池地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）楠木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）船井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野神地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白川原大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上池新太郎1号池地区	〃